

総合評価方式の変更点について（お知らせ）

2017年度（平成29年度）以降の総合評価方式の評価基準について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、詳細については、各工事の入札公告をご覧ください。

1 企業の施工能力の評価項目

① 同種工事の元請としての施工実績について

2017年度（平成29年度）の総合評価方式の入札案件においては、従来と同一の取り扱いとします。

なお、2018年度（平成30年度）以降の総合評価方式の入札案件においては、過去10か年度のうち、2016年度（平成28年度）までに完成した工事については、2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の同種工事の元請としての施工実績、また、2017年度（平成29年度）以降に完成した工事については、3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の同種工事の元請としての施工実績を求めます。

② 工事成績評定点について

企業の施工能力を、過去5か年度の同一工種の工事成績評定点上位5件の平均点で評価していましたが、上位3件の平均点に変更します。

	現行	変更後
企業の施工能力を評価する工事成績評定点	・過去5か年度※（発注年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した最終契約金額が500万円以上の工事に係る工事成績評定点の <u>成績上位工事5件の平均点</u> で評価する。	・過去5か年度※（発注年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した最終契約金額が500万円以上の工事に係る工事成績評定点の <u>成績上位工事3件の平均点</u> で評価する。

※下線部分が変更箇所。

- ③ **建築一式工事及び解体工事における同種工事の元請としての施工実績について**
建築一式工事及び解体工事については、民間発注工事の元請としての施工実績を、施工実績が確認できる書類の写しが提出された場合に限り、評価の加点対象とします。

※「元請」とは、発注者【建設工事の注文者(他の者から請け負ったものを除く。)】から直接建設工事を請け負う者。

	建築一式工事	解体工事
施工実績を確認するために提出を求める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書（受付印あり） ・ 契約書 ・ 構造，規模のわかる図面等 ・ 完成，引渡に関する誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の届出書（受付印あり） ・ 契約書 ・ 構造，規模のわかる図面等 ・ 完成，引渡に関する誓約書

④ **解体工事における解体用機械の保有状況について**

解体工事においては、解体用機械の保有状況を評価項目及び評価基準としていますが、保有機械の評価及び配点を変更します。

	現行	変更後
解体用機械の保有状況	バックホウは、容量 0.80 m ³ 以上でアタッチメント取付可のもの	バックホウは、容量 0.80 m ³ 以上でアタッチメント取付可のもの
		<u>バックホウ2台及び解体用アタッチメント2台を自社で保有している</u> 4点
	バックホウ2台及び解体用アタッチメント1台を自社で保有している 3点	バックホウ2台及び解体用アタッチメント1台を自社で保有している 3点
	バックホウ1台及び解体用アタッチメント1台を自社で保有している 2点	バックホウ1台及び解体用アタッチメント1台を自社で保有している 2点
	バックホウ2台を自社で保有している 2点	バックホウ2台を自社で保有している 2点
	バックホウ1台を自社で保有している 1点	バックホウ1台を自社で保有している 1点
	その他 0点	その他 0点

※下線部分が変更箇所。

2 配置予定技術者の施工能力の評価項目

①工事成績評定点について

設計金額3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）の工事については、配置予定技術者の能力を評価する過去5か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点の配点を2点に、設計金額3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事については、その配点を5点に変更します。

現行		変更後	
設計金額	過去5か年度の同一工種の工事成績評定点の平均点の配点	設計金額	過去5か年度の同一工種の工事成績評定点の平均点の配点
<u>2,500万円以上</u> <u>（建築一式工事は</u> <u>5,000万円以上）</u>	5点	<u>3,500万円以上</u> <u>（建築一式工事は</u> <u>7,000万円以上）</u>	5点
<u>2,500万円未満</u> <u>（建築一式工事は</u> <u>5,000万円未満）</u>	2点	<u>3,500万円未満</u> <u>（建築一式工事は</u> <u>7,000万円未満）</u>	2点

※下線部分が変更箇所。

問い合わせ先

福山市建設局建設管理部契約課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1076 FAX 084-926-9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号

TEL 084-928-1503 FAX 084-928-1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp